

平成29年度
大分県自立支援協議会
第2回相談支援・研修部会

日時：平成29年7月14日（金）

場所：大分県庁 本館10階 101会議室

大分県福祉保健部障害福祉課

次 第

- (1) 障害福祉課参事あいさつ
- (2) 市町村自立支援協議会相談部会の活性化と連携について
- (3) 大分県相談支援従事者の研修状況について
- (4) その他
年間スケジュール（案）について

次第 2

市町村自立支援協議会相談部会の活性化と連携 について

市町村別 障がい児福祉サービス受給者証・自立支援協議会等の状況

H29.6現在 県障害福祉課 調査

圏域	市町村	受給者証				内容	自立支援協議会			備考	
		名称	特児手帳	医師保健	その他		児童	名称	その他部会		
東 部	別 府 市	通所受給者証	○	○	○	障害者手帳、特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類、医師の診断書等、その他別府市保健センターの意見書(障害福祉課から保健センターへ依頼)	障がい児支援部会 (H29～子ども支援部会)	就労支援部会 当事者部会 地域生活支援部会	支援ファイル名 ※ (市町村教育委員会)	ゆけむりりん 支援ファイル 和(なごみ)	(子ども支援部会)は 3歳半健診の程度を上げて いてのことという話をしている (自衛隊アトハイザー)
	杵 築 市	通所受給者証		○		巡回相談での意見書、医師診断書、医師診断書はほとんどなし。	こども支援部会	就労支援部会 生活支援部会			
	国 東 市	通所受給者証	○	○		手帳なく、特別児童手当を受給していない場合は医師の診断書を提出		相談窓口部会 地域生活支援部会 就労支援部会 地域移行支援部会	かけ橋		
	姫 島 村	交付実績無し						部会なし	(対応済)		
	日 出 町	通所受給者証	○			手帳がない場合は、サービスの利用が必要であると記載された医師意見書		就労支援部会	話・和・輪		
中 部	大 分 市	障害児通所受給者証		○	○		こども部会	就労支援部会 生活支援部会 差別解消推進部会	つながりファイル		
	臼 杵 市	通所受給者証		○	○	身体障害者手帳等を持っている、施設等でPT/STの訓練を受けている方(訓練計画書の提出)、就労支援委員会の審査で通級支援が必要とされた方(認定通知等)、医師の診断書	児童部会	相談支援部会 就労支援部会 地域生活部会	臼杵っこ支援ファイル		
	津久見市	通所受給者証		○	○	書類は求めている、相談員による聞き取り。職員が行う場合あり。	児童部会	地域連携部会 地域生活部会 就労支援部会	津久見市相談支援ファイル		
	由 布 市	通所受給者証	○	○		医師診断書、障がい者手帳	こども支援部会	くらし支援部会 こども支援部会	スクラム		
	佐 伯 市	通所受給者証		○	○	書類は求めている、検診、別診、予約、さきぶ等を經由して申請がある。	こども支援部会	地域生活支援部会兼合同部会 就労支援部会 権利擁護・虐待防止部会 サービス等利用計画部会	きずな		
南 部	竹 田 市	通所受給者証	○	○	○	障害者手帳、特別児童扶養手当等の受給者証、医師の診断書又は意見書、5歳児検診等の書類の写し		就労支援部会 地域生活支援部会	ほご・あ・ぼこ		
	豊後大野市	通所受給者証		○	○	原則、医師等の意見書だが、多くはすこやか相談員記録簿	住宅・当事者部会 (児童の部)	住宅・当事者部会(成人の部) 相談支援部会(事業所連絡協議会)	そたちのアルパム		
	日 田 市	通所受給者証	○	○	○	障害者手帳の写し、医師の意見書、児童相談所の意見書、特別児童扶養手当の変給がわかる書類のいずれか	子ども部会	就労部会 住むこ部会 相談部会	ひたっ子ファイル		
西 部	九 重 町	通所受給者証		○	○	書類は求めている、提出できるものがあれば通直添付してもらう。		住むここと・広報部会 地域生活支援部会	このこえ「夢」ファイル		
	玖 珠 町	児童通所受給者証		○	○	医師の診断書、医師意見書、既に療育手帳を取得している場合、特別児童扶養手当受給中であれば不要		住むここと・広報部会 地域生活支援部会	くすまち支援ファイル		
	中 津 市	通所受給者証	○			手帳がない場合は、病院の意見書	こども部会	地域生活支援部会 相談支援部会	あすなろ		
北 部	豊後高田市	通所受給者証	○	○	○	障害者手帳の写し、医師の意見書、児童相談所の意見書、特別児童扶養手当の受給がわかる書類のいずれか	こども部会	地域生活支援部会 就労支援部会	もくれん		
	宇 佐 市	通所受給者証		○	○	医師の意見書、児童相談所の検査結果証明書等	療育・教育支援部会	地域生活支援部会 就労支援部会 相談支援部会・課題抽出会議	あしあとファイル		
	計		5	9	2	10	12				

※ 支援ファイルは、すべての障がい者対象としているため、聴覚障がい児等は、あまり必要ないという話もある(兼選障がいについては、福井県のように全県統一した様式を共有している例もあり)

各圏域の課題・状況等

圏域	市町村	課題・状況等
東部	別府市	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターの設置と機能について検討開始。 ○特定相談支援事業所等からの課題の集約、基幹相談支援センターの人材育成が課題。 ○災害時の避難誘導計画作成のため研修を実施予定。福祉避難所の具体的な行動計画がないため、今後市と協議予定。受け入れ職員の研修も必要。
	杵築市	○各制度の調整及び社会資源を連携させ、効果的な支援策ができる相談支援専門員の育成及び資質工場を目的に地域ケア会議の手法を他の保健福祉分野に適用。平成28年5月から全世代対象の地域ケア会議が毎月開催されている。
	国東市	○社会資源が少ない。相談支援事業所、放課後等デイサービス、児童発達支援事業所。夏休みをどうのりきるかという課題がある。
	姫島村	
	日出町	
中部	大分市	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援専門員同士の連携。 ○相談支援部会が設置されていない。 ○相談支援事業所がない地域があり実情が把握できない。 ○児童に関わる相談支援事業所が少ない。 ○プラン作成で精一杯な状況。 ○相談支援専門員が利用者を引き連れて事業所を変わる事例が増えている。
	臼杵市	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援専門員のスキルアップ。 ○推進協に未加入の法人があるため今後の連携が心配。 ○大分市の相談支援に応じることがある。
	津久見市	○自立支援協議会に相談支援部会が設置されていない。
	由布市	<ul style="list-style-type: none"> ○特定相談支援事業所等の認可を由布市が認めていない ○由布市自立支援協議会がほとんど運営できていない ○他市の法人が由布市に事業所を開設し始めている ○大分市や別府市などに児童発達支援センター等の連携を委ねている
南部	佐伯市	<ul style="list-style-type: none"> ○特定相談支援専門員の不足 特定相談員は既に多くのケースを抱えており手一杯な状況。行政、事業所で協議しているが解決できていない。 ○社会資源の不足 ①短期入所 特に医療的ケアや強度行動障害の方②児童発達支援、放課後等デイサービス③同行援護、移動支援事業所 ヘルパーの高齢化 ○教育との連携 障がい児相談支援や放課後等デイサービスについて教育現場で浸透していない。学校に向向いての説明、校長会で何度も説明は行っている。
豊肥	竹田市	○自立支援協議会就労部会の進め方に行き詰まっている。他市町村の状況を参考にしたいという意見がある。
	豊後大野市	<ul style="list-style-type: none"> ○アドバイザーの派遣については、今後検討予定。 ○基幹型支援センターの取組について学習してはどうかと意見あり。
西部	日田市	
	九重町	
	玖珠町	
北部	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点の整備 ○精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○介護保険との併給 ○第3次障がい者計画
	中津市	<ul style="list-style-type: none"> ○当事者活動(地域活動支援センターI型の設置) ○訪問入浴の開始 ○地域移行支援・地域定着支援実績の向上 ○基幹型相談支援事業の周知 ※基幹型の人材育成の取組の中でアドバイザーの利用を検討
	宇佐市	<ul style="list-style-type: none"> ○今あるサービスの点検 ○有期サービスの延長について ○地域包括支援センターとの連携について ○新しい情報の共有 ○メンバーの土日の過ごし方 ○ピアサポートフェスティバルの開催 ○強度行動障がいの人の通う場

県内アドバイザー名簿

氏名	所属	職	地域	アドバイザー可能な分野						派遣可能地域	
				自立支援協議会	相談支援	就労	療育	発達障がい	当事者		その他
首藤 辰也	社会福祉法人別府発達医療センター 地域支援センターほっと	相談支援専門員	別府市	○	○						県内全域
神志那 久美	社会福祉法人紫雲会 サポートセンターサライ	相談支援専門員	豊後大野市		○						竹田市、豊後大野市
石川 博一	社会福祉法人 清流会 相談支援事業所「ルポーズ」	相談支援専門員	宇佐市	○	○						県内全域
五十嵐 猛	大分県発達障がい者支援センター「イコール」	センター長	大分市			○					県内全域
朝倉 恵子	諏訪の杜病院 どんぐりの壮クリニック	大分県高次脳機能障がい支援コーディネーター	大分市					○			県内全域
荒巻 成志	社会福祉法人 由布市社会福祉協議会	相談支援専門員	由布市	○	○					地域福祉	県内全域
佐藤 任孝	大分県発達障がい者支援センター	発達障がい者地域支援マネージャー	大分市		○				○		県内全域
宮迫 賢太郎	ロイヤルクリナー株式会社 リファイン大分	代表取締役	豊後大野市			○					大分市
佐藤 英毅	障害福祉サービス事業所 つわぶき園	利用者	大分市	○	○					○	県内全域

大分県障がい者相談支援県内アドバイザー派遣事業
派遣依頼申込書

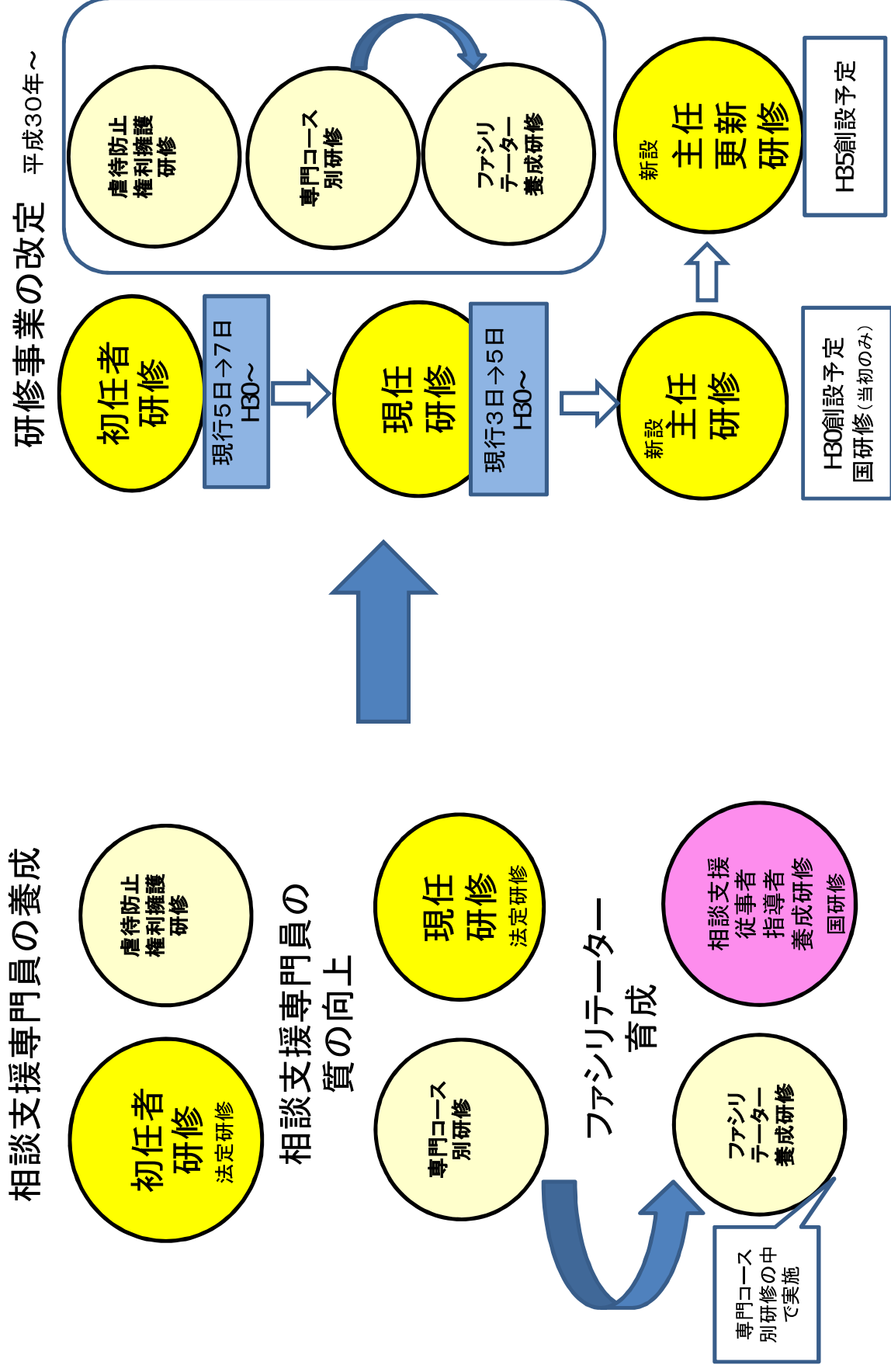
平成 29 年 7 月 日

アドバイザー派遣依頼機関			
名称	由布市自立支援協議会		
代表者名	会長 衛 藤 義 昭		
所在地	〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 由布市役所 福祉課内		
担当者	氏名	伊勢戸 隆司	
	所属	由布市役所 福祉課	
	電話番号	097-582-1265	FAX番号 097-582-1343
	メールアドレス		
依頼内容			
(1) 依頼内容の種別 (いずれかに○をつけること) (1) <input checked="" type="radio"/> 協議会の運営支援 (2) <input type="radio"/> 相談支援専門員のスキルアップ (3) <input type="radio"/> その他			
(2) 具体的な依頼内容 自立支援協議会の在り方、運営方法等をよく理解出来ていないため、協議会を上手く活用出来ていない。そのため、今後の協議会の活性化を図っていくための第一歩にしたいため、アドバイザーによる学習会を依頼したい。 日 時 平成 29 年 8 月 30 日 (水) 午後 2 時から 午後 4 時 場 所 由布市役所 本館 3 階 大会議室 参加者 自立支援協議会委員 部会 (こども、くらし、しごと) 委員、相談支援事業所、行政担当者など			
依頼理由			
自立支援協議会の事務局会議を行った際に「由布市の自立支援協議会を今後どのように活性化させていくのか」の協議を行った。 他市町の協議会の活動報告を参考資料として「由布市として何をしないといけないのか」が相談事業所も行政もぼんやりとしかイメージが浮かばない状況であった。どこから手をつけていけばいいのか等、ノウハウの理解不足が見られたため。			
所在地市町村障がい福祉主管課長意見欄			
平成 29 年 7 月 日			
意見 自立支援協議会の在り方、運営方法等アドバイザーによる学習会を開催し、今後の協議会の活性化を図っていきたい。		課長名 :	佐 藤 公 教 ㊟
		担当者名	伊勢戸 隆 司

次第 3

大分県相談支援従事者の研修状況について

大分県相談支援研修体系(現状)



平成29年度 大分県障がい福祉関係研修

研修名	内容と対象者	開催日時	会場	定員	申し込み・問い合わせ先 (原の担当班等)
相談支援従事者初任者研修	(対象者) ・相談支援専門員となる者(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行・地域定着) ・サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者となる者【2日間のみ】	平成29年 7月19日(水) 平成29年 7月20日(木) 平成29年 8月10日(木) 平成29年 9月 21日(木) 平成29年 9月 22日(金)	大分県社会福祉介護研修センター	150人	大分県社会福祉介護研修センター 097-552-6888 (障害福祉課精神保健福祉班)
相談支援従事者現任者研修	(対象者) ・相談支援専門員(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行・地域定着)	平成29年11月24日(木) 平成29年12月17日(土) 平成29年12月17日(日)	大分県社会福祉介護研修センター	100人	大分県社会福祉介護研修センター 097-552-6888 (障害福祉課精神保健福祉班)
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修	(対象者) ・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者になる者 ・相談支援従事者初任者研修の共通講義2日間を受講した者	・共通講義 ・各分野 ①介護 ②地域生活(身体) ③地域生活(知的・精神) ④就労 ⑤児童発達支援管理責任者	大分県庁	共通 200人 ① 60人 ② 10人 ③ 60人 ④ 70人 ⑤ 60人 ①～⑤は 予定	障害福祉課自立・療育支援班 097-506-2729
相談支援従事者専門コース別研修	(内容) 主に相談支援業務に従事している者を対象に、より専門的な知識・技術を習得するため、年間4コース程度を実施(例：障害児支援/権利擁護、成年後見制度/地域移行、地域定着、触法/セルフマネジメント/スーパーヒーローメン、管理、面接技術) (対象者) ・指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者	H28年度 ①フアンシリテーター養成研修(初級) ②フアンシリテーター養成研修(中級) ③重症心身障がい児(者)/医療ケア児支援研修会 ④基幹相談支援センター&地域生活支援拠点設置に關しての研修会			障害福祉課自立・療育支援班 097-506-2729
地域移行・地域定着促進研修	(対象者) ・相談支援専門員(地域移行・地域定着) ・保健所 ・市町村職員 ・精神科病院職員 等	平成29年3月10日(金)	大分県社会福祉介護研修センター	未定	障害福祉課施設支援班 097-506-2745
虐待防止・権利擁護研修	(対象者) ・全事業所 ・市町村	①共通講義 ②相談窓口職員コース ③施設等職員コース	大分県社会福祉介護研修センター	定員なし	障害福祉課地域生活支援班 097-506-2725

相談支援従事者研修事業の 改定について

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室

「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ（概要）

趣旨

平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性をとりまとめた。（平成28年3月から7月まで計5回開催）

とりまとめのポイントⅠ ～相談支援専門員の資質の向上について～

① 基本的な考え方について

- 相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。また将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有する地域を基盤としたソーシャルワーカーとしての活躍が期待される。

② 人材育成の方策について

- 相談支援専門員の要件である研修制度や実務経験年数などの見直しを行うとともに、キャリアパスの一環として指定特定相談支援事業だけでなく、サービス管理責任者や基幹相談支援センターの業務を担うなど、幅広い活躍の場が得られる仕組みを検討するべき。
- 研修カリキュラムの見直しについては、「初任者研修」及び「現任研修」の更なる充実に加え、指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な実地研修（OJT）を組み込むべき。

③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」について

- 相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待され、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。
- 指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を取得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。

④ 相談支援専門員と介護支援専門員について

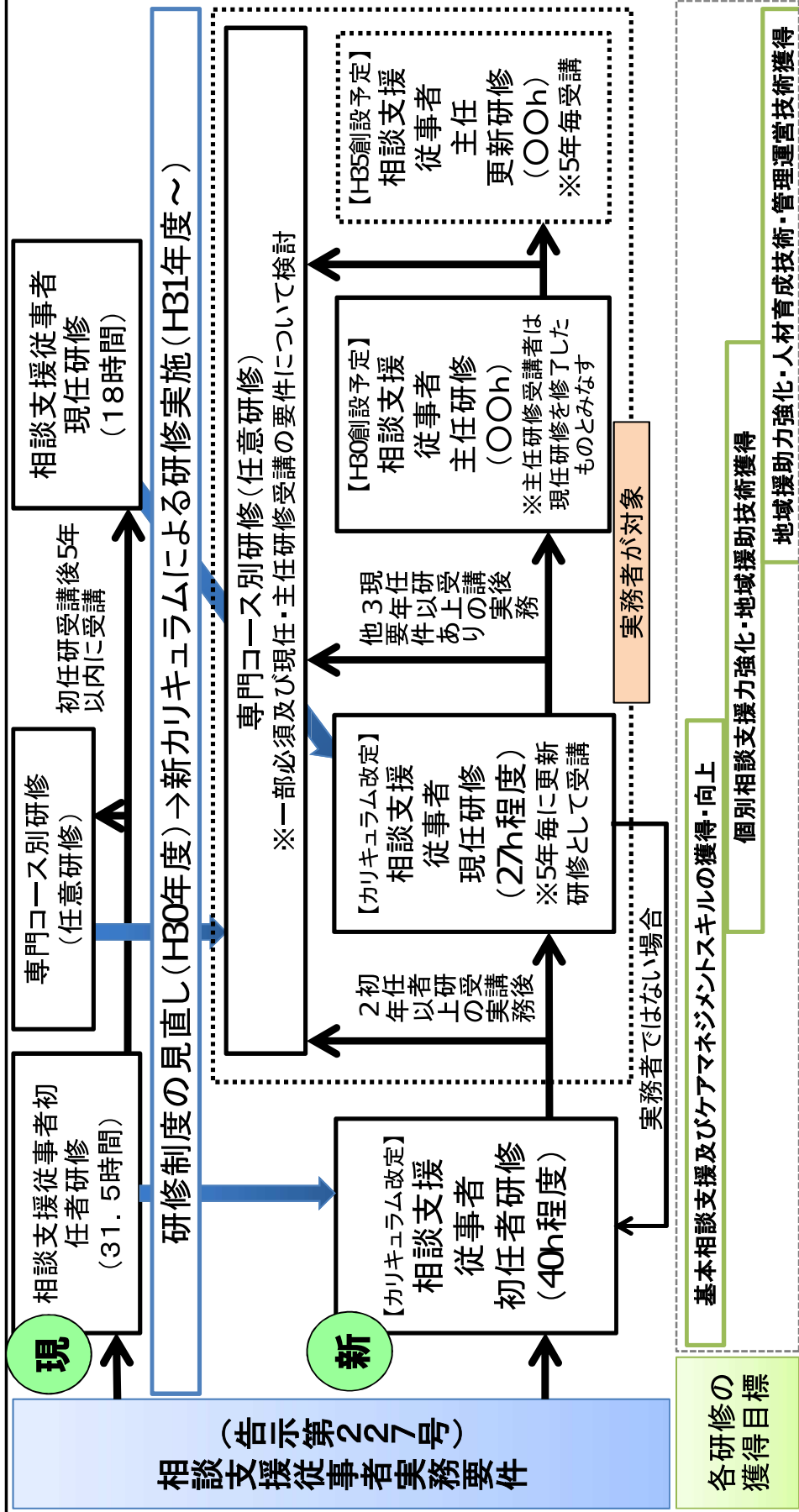
- 障害者の高齢化や「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、両者の合同での研修会等の実施や日々の業務で支援方針等について連携を図るとともに、両方の資格を有する者を拡大することも一案と考えられる。

⑤ 障害児支援利用計画について

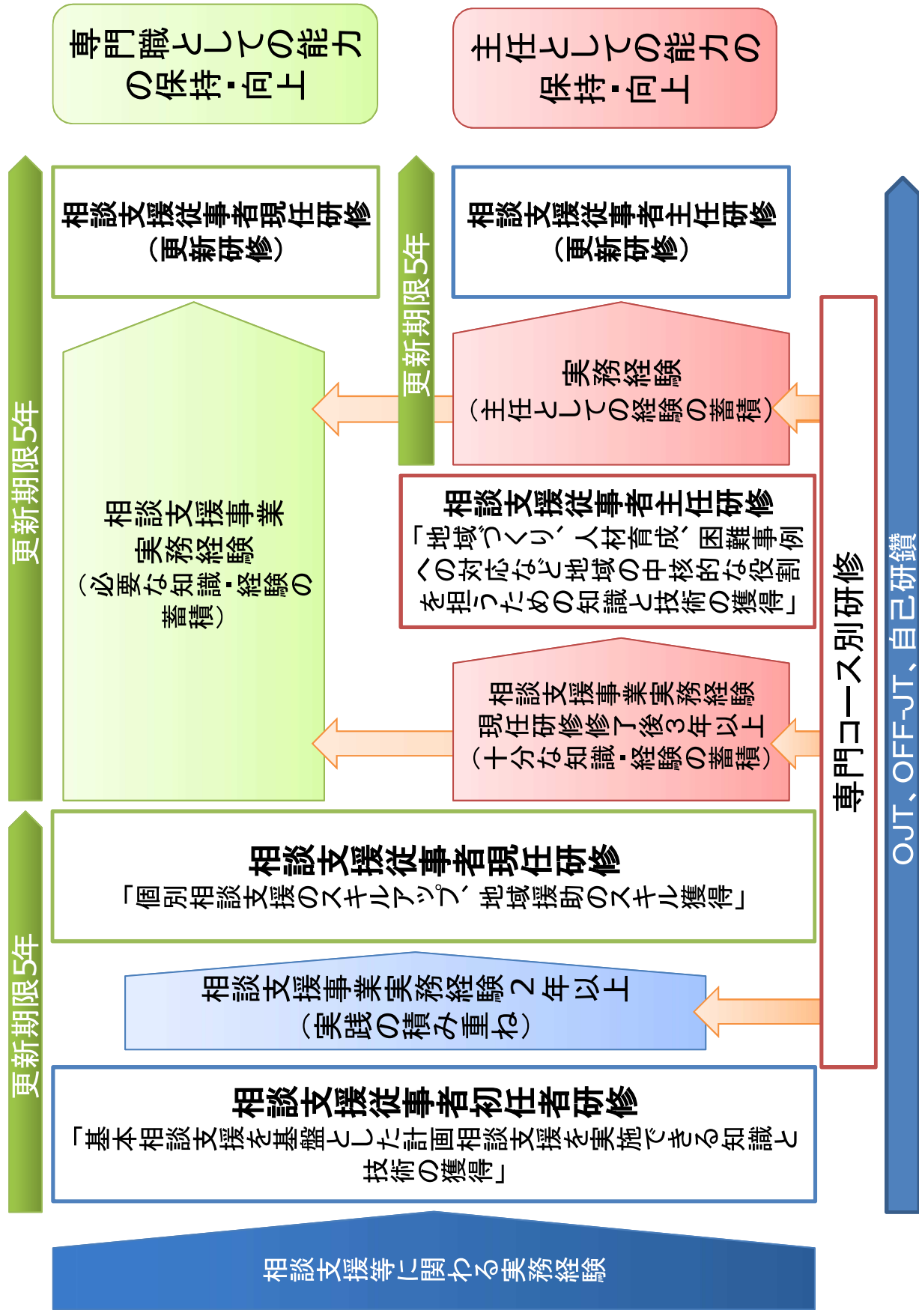
- 障害児支援利用計画については、いわゆるセルフプランの割合が高いが、障害児についての十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことが原因の一つと考えられる。これまでの専門コース別研修に加え、障害児支援に関する実地研修などを設けるべき。
- 市町村においても、障害児を取り巻く状況を十分把握し、評価を加えた上で適切な関係機関につなぐなど十分配慮し、そのために必要な知見の習得に努めるべき。

相談支援従事者研修制度の見直しイメージ(案)

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成・育成するために研修制度および相談支援従事者実務要件を見直す。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、初任者研修では基本相談支援を基盤とした計画相談支援を実施できる知識と技術の獲得、現任研修では個別相談支援のスキルアップ、地域援助のスキル獲得等を主な目的とし研修カリキュラムを改定する。
- さらに主任相談支援専門員の制度を創設し、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成すると共に、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整える。
- 専門職として修得すべき知識、技術の獲得状況を確認するため各研修において評価の実施を検討。



相談支援専門員の養成の全体像(案)



初任者・現任研修新標準カリキュラム（現時点でのたたき台）

＜平成28年相談支援従事者研修のプログラム開発と評価に関する研究より引用及び改編＞

初任者研修																							
獲得目標	① ソーシャルワークとしての障害者相談支援の概要を理解し、他者に説明することができる。 ② 障害者ケアマネジメント、サービス等利用計画作成に関する実務を理解し、一連の業務ができる。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修項目</th> <th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者総合支援法・関連法の動向</td> <td>2h</td> </tr> <tr> <td>相談支援の基本姿勢・価値・倫理</td> <td>1h</td> </tr> <tr> <td>意思決定支援と権利擁護</td> <td>1.5h</td> </tr> <tr> <td>ケアマネジメント概論</td> <td>2h</td> </tr> <tr> <td>相談支援の実際</td> <td>6h</td> </tr> <tr> <td>事例研究</td> <td>12h</td> </tr> <tr> <td>実践研究1</td> <td>13h</td> </tr> <tr> <td>地域の資源と協議会の活用</td> <td>5h</td> </tr> <tr> <td>振り返り</td> <td>0.5h</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43h</td> </tr> </tbody> </table>	研修項目	時間数	障害者総合支援法・関連法の動向	2h	相談支援の基本姿勢・価値・倫理	1h	意思決定支援と権利擁護	1.5h	ケアマネジメント概論	2h	相談支援の実際	6h	事例研究	12h	実践研究1	13h	地域の資源と協議会の活用	5h	振り返り	0.5h	合計	43h
研修項目	時間数																						
障害者総合支援法・関連法の動向	2h																						
相談支援の基本姿勢・価値・倫理	1h																						
意思決定支援と権利擁護	1.5h																						
ケアマネジメント概論	2h																						
相談支援の実際	6h																						
事例研究	12h																						
実践研究1	13h																						
地域の資源と協議会の活用	5h																						
振り返り	0.5h																						
合計	43h																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>講義</th> <th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者総合支援法・関連法の動向</td> <td>1.5h</td> </tr> <tr> <td>相談支援の基本姿勢・価値・倫理</td> <td>3h</td> </tr> <tr> <td>スーパージョンの理論</td> <td>1.5h</td> </tr> <tr> <td>相談支援のプロセス</td> <td>14h</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション</td> <td>7h</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27h</td> </tr> </tbody> </table>	講義	時間数	障害者総合支援法・関連法の動向	1.5h	相談支援の基本姿勢・価値・倫理	3h	スーパージョンの理論	1.5h	相談支援のプロセス	14h	コミュニケーション	7h	合計	27h								
講義	時間数																						
障害者総合支援法・関連法の動向	1.5h																						
相談支援の基本姿勢・価値・倫理	3h																						
スーパージョンの理論	1.5h																						
相談支援のプロセス	14h																						
コミュニケーション	7h																						
合計	27h																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>演習</th> <th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事例研究</td> <td>12h</td> </tr> <tr> <td>実践研究1</td> <td>13h</td> </tr> <tr> <td>地域の資源と協議会の活用</td> <td>5h</td> </tr> <tr> <td>振り返り</td> <td>0.5h</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43h</td> </tr> </tbody> </table>	演習	時間数	事例研究	12h	実践研究1	13h	地域の資源と協議会の活用	5h	振り返り	0.5h	合計	43h										
演習	時間数																						
事例研究	12h																						
実践研究1	13h																						
地域の資源と協議会の活用	5h																						
振り返り	0.5h																						
合計	43h																						

現任研修															
獲得目標	① 相談支援の基本的業務を確実に実施できる。【生きがいや自己肯定感を高める支援(ストレングス)、意思決定支援など相談支援の技術と能力の獲得】 ② コミュニティワーク(地域とのつながりやインフォーマルサービスの活用、社会資源の開発等)の理論と方法を学び、実際の事例においてコミュニティワークを行うことができる。【地域に即した相談支援の実践力の獲得】														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修項目</th> <th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者総合支援法・関連法の動向</td> <td>1.5h</td> </tr> <tr> <td>相談支援の基本姿勢・価値・倫理</td> <td>3h</td> </tr> <tr> <td>スーパージョンの理論</td> <td>1.5h</td> </tr> <tr> <td>相談支援のプロセス</td> <td>14h</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション</td> <td>7h</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27h</td> </tr> </tbody> </table>	研修項目	時間数	障害者総合支援法・関連法の動向	1.5h	相談支援の基本姿勢・価値・倫理	3h	スーパージョンの理論	1.5h	相談支援のプロセス	14h	コミュニケーション	7h	合計	27h
研修項目	時間数														
障害者総合支援法・関連法の動向	1.5h														
相談支援の基本姿勢・価値・倫理	3h														
スーパージョンの理論	1.5h														
相談支援のプロセス	14h														
コミュニケーション	7h														
合計	27h														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>講義</th> <th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者総合支援法・関連法の動向</td> <td>1.5h</td> </tr> <tr> <td>相談支援の基本姿勢・価値・倫理</td> <td>3h</td> </tr> <tr> <td>スーパージョンの理論</td> <td>1.5h</td> </tr> <tr> <td>相談支援のプロセス</td> <td>14h</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション</td> <td>7h</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27h</td> </tr> </tbody> </table>	講義	時間数	障害者総合支援法・関連法の動向	1.5h	相談支援の基本姿勢・価値・倫理	3h	スーパージョンの理論	1.5h	相談支援のプロセス	14h	コミュニケーション	7h	合計	27h
講義	時間数														
障害者総合支援法・関連法の動向	1.5h														
相談支援の基本姿勢・価値・倫理	3h														
スーパージョンの理論	1.5h														
相談支援のプロセス	14h														
コミュニケーション	7h														
合計	27h														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>演習</th> <th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事例研究</td> <td>12h</td> </tr> <tr> <td>実践研究1</td> <td>13h</td> </tr> <tr> <td>地域の資源と協議会の活用</td> <td>5h</td> </tr> <tr> <td>振り返り</td> <td>0.5h</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43h</td> </tr> </tbody> </table>	演習	時間数	事例研究	12h	実践研究1	13h	地域の資源と協議会の活用	5h	振り返り	0.5h	合計	43h		
演習	時間数														
事例研究	12h														
実践研究1	13h														
地域の資源と協議会の活用	5h														
振り返り	0.5h														
合計	43h														

国及び都道府県研修における新カリキュラムの移行について(案)

		H28	H29	H30	H31	H32	H33
相談支援従事者	告示等改定			告示等改定			
	国研修	初任者 Point 旧カリキュラム	新カリキュラム 確定部分伝達	新カリキュラム 伝達研修を実施	新カリキュラム Point研修を実施	新カリキュラム Point研修を実施	新カリキュラム Point研修を実施
現任／更新 Point 旧カリキュラム		新カリキュラム 確定部分伝達	新カリキュラム 伝達研修を実施	新カリキュラム Point研修を実施	新カリキュラム Point研修を実施	新カリキュラム Point研修を実施	新カリキュラム Point研修
	主任			国直接養成を検討中			
都道府県研修	初任者	旧カリキュラムによる実施				新カリキュラムによる実施	
	現任／更新	旧カリキュラムによる実施				新カリキュラムによる実施	
	主任						都道府県による養成開始

次第4

その他

年間スケジュール（案）について

平成29年度自立支援協議会開催スケジュール(案)

平成29年度	平成29年												平成30年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
自立支援協議会														第2回協議会(予定)		
相談支援・研修部会	第1回部会(4/28)			第2回部会(7/14)								第3回部会(予定)		第4回部会(予定)		
地域移行専門部会														第2回部会(予定)		
市町村担当者会議		市町村担当者会議(5/30)														

<平成29年度の取組内容>

- 自立支援協議会 大分県障がい福祉計画、市町村の課題等の検討
- 相談支援・研修部会 自立支援協議会相談部会の活性化、相談支援専門員の人材育成
- 地域移行専門部会 大分県障がい福祉計画、地域移行に関する課題把握、支援策の検討